

狩野川台風の記憶をつなぐ会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「狩野川台風の記憶をつなぐ会」（以下、「つなぐ会」という）と称す。

(目的)

第2条 つなぐ会は、狩野川流域に未曾有の被害をもたらした狩野川台風（S33）の記憶を未来へ語り伝え、次世代へ引き継ぎ防災意識の向上に資することを目的とする。

(組織)

第3条 つなぐ会は、別表－1に掲げる狩野川流域における関係機関の代表をもって構成する。

2. つなぐ会には、幹事会（以下「幹事会」という）を置く（別表－2）。

(事業)

第4条 つなぐ会は、第2条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

1. 「学ぶ」：狩野川台風を学び、防災意識を高めてもらうため、防災イベントや勉強会、学校や地域での学習等を実施する。
2. 「伝える」：狩野川台風に関わる記憶を、次世代に引き継ぐため、語り部やシンポジウム等の取り組みを実施する。
3. 「集める」：狩野川台風に関する資料、映像や被災者の記憶を収集・整理する。

第2章 運営

(つなぐ会)

第5条 つなぐ会は、第3条の活動及び運営に関する企画事項の承認を行うものとする。

2. 会長は、狩野川台風（昭和33年）により、最も被害の大きい地域である伊豆市の市長の職にある者をもって充てる。
3. 会長は、会務を総括し、つなぐ会を代表する。
4. つなぐ会の会議は、会長が招集するものとし、会議の議長は会長が務める。ただし、会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名するものがその職を代行する。
5. 会長が必要と認めたときには、会長が指名した者をつなぐ会に加えることができる。
6. つなぐ会は、会員の過半数の出席が得られなければ、開催することができない。

幹事会

第6条 第3条2項の幹事会は、活動内容に関する総合的な企画立案・活動の遂行を行うものとする。

2. 幹事会は必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第7条 つなぐ会および幹事会の事務処理のため、事務局を沼津河川国道事務所調査課に置く。

(つなぐ会の公開)

第8条 つなぐ会の開催については、沼津河川国道事務所のホームページ（以下、「沼津HP」という）で公表する。ただし、つぎに掲げる場合であって、つなぐ会で非公開を決定したときは、この限りでない。

2. 非開示情報が含まれる事項についての整理・調整を行うとき
3. 公開することにより、円滑なイベントの運営に支障が生じると認められるとき

(資料の公表)

第9条 つなぐ会配布資料及び議事要旨は、後日、沼津HPにて公開する。

第3章 雑則

(規約の改正)

第10条 つなぐ会は、この規約を改正する必要があると認められるときには、つなぐ会の議決を得て行うことができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、つなぐ会の運営に関し必要な事項は、会長がつなぐ会に、はかって定める。

附則

この規約は、平成26年9月29日より施行する。

平成28年7月15日規約改正

別表－1 狩野川台風の記憶をつなぐ会

〔H30年5月時点〕

No	役員	氏名	役職	所属
1		原 広司	所長	静岡県 沼津土木事務所
2		頼重 秀一	市長	沼津市
3		豊岡 武士	市長	三島市
4	会長	菊地 豊	市長	伊豆市
5		小野 登志子	市長	伊豆の国市
6		仁科 喜世志	町長	函南町
7		山本 博保	町長	清水町
8		池田 修	町長	長泉町
9		田口 友次	組合長	狩野川漁業協同組合
10		長谷川 英一	会長	狩野川倶楽部
11		谷口 隆太	代表	狩野川資料館ガイドボランティア
12		沼田 勝美	会長	水晶山の会
13		藤井 和久	所長	沼津河川国道事務所

【事務局】沼津河川国道事務所 調査課

(順不同、敬称略)

別表－２ 狩野川台風の記憶をつなぐ会 幹事会

〔H30年5月時点〕

No	氏名	役職	所属
1	飯田 温	次長	静岡県 沼津土木事務所
2	鈴木 文男	部長	沼津市
3	鈴木 重利	部長	三島市
4	山田 博治	部長	伊豆市
5	杉山 清	部長	伊豆の国市
6	前川 修	部長	函南町
7	久保田 徹	課長	清水町
8	水口 章	課長	長泉町
9	鈴木 哲哉	事務長	狩野川漁業協同組合
10	長谷川 英一	会長	狩野川倶楽部
11	谷口 隆太	代表	狩野川資料館ガイドボランティア
12	内田 隆久	事務局長	水晶山の会
13	杉山 紀行	副所長	沼津河川国道事務所

【事務局】沼津河川国道事務所 調査課

(順不同、敬称略)